

社会保険労務士法人 もり労務管理コンサルティング 行動計画

全ての社員が、仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に發揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年5月1日から令和9年4月30日（3年間）

2. 内容

目標1 将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、
計画期間内に育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性社員・・・取得率を50%以上にすること
女性社員・・・取得率を80%以上にすること

〈対策〉

- 令和6年5月以降 男性社員も育児休業が取得できることを、社内報等を通じ積極的に周知を図る
- 令和6年5月 社員本人又は配偶者の出産時期が近づいた場合に、育児支援措置についての相談を受けることができる窓口の積極的な利用を推進

目標2 子どもの看護休暇について、始業終業に連続しない時間単位での取得ができるよう柔軟な制度の導入を行う

〈対策〉

- 令和6年 5月以降 社員のニーズの把握、検討開始
- 令和7年 1月以降 制度導入
社内報等による社員へ積極的に周知を図る